

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【規則】

- 岡山県職員駐車場の管理及び使用に関する規則の一部を改正する規則
- 岡山県環境への負荷の低減に関する条例施行規則の一部を改正する規則

【訓令】

- 岡山県庁用自動車管理規程の一部改正
（県例規集登載）

【告示】

- 岡山県知事が所轄する学校法人等の寄附行為及び寄附行為変更の認可の審査基準の一部改正
- 岡山県知事が所轄する私立学校等の設置等の認可の審査基準の一部改正
- 岡山県環境への負荷の低減に関する条例に基づく排出基準、構造等の基準及び排水基準の一部改正
（以上県例規集登載）
- 救急病院の指定
- 自然海浜保全地区の区域の変更

財産活用課

環境管理課

用度課

総務学事課

〃

環境管理課

医療推進課

環境管理課

目次

担当課（室）

- 家畜検査の実施
- 保安林の指定の解除
- 道路の区域変更
- 道路の供用開始
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定
- 〃
- 都市計画下水道の事業計画の変更認可

畜産課

治山課

道路整備課

〃

防災砂防課

〃

都市計画課

県民生活交通課

医療推進課

監理課

用度課

〃

選挙管理委員会

〃

〃

〃

〃

〃

生活安全企画課

〃

公立大学法人岡山

公立大学

【公立大学法人岡山県立大学】

- 警備業法に基づく講習
- 平成二十五年度財務諸表の公告

【公安委員会】

- 政治団体の名称等の公表
- 政治団体の代表者等の異動
- 政治団体の解散
- 資金管理団体の名称等の公表
- 資金管理団体の届出事項の異動
- 資金管理団体の指定取消し

- 〃
- 〃
- 〃
- 〃
- 〃
- 〃

<p>○ 岡山県文化財保護条例に基づく文化財の指定の正誤 【正 誤】 (県例規集登載)</p>	<p>目次</p>
<p>教育委員会</p>	<p>担当課(室)</p>
	<p>目次</p>
	<p>担当課(室)</p>

◎岡山県規則第二十三号

岡山県職員駐車場の管理及び使用に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年三月二十七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山県職員駐車場の管理及び使用に関する規則の一部を改正する規則

岡山県職員駐車場の管理及び使用に関する規則(平成二十二年岡山県規則第六十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一第二級地の項中「岡山県倉敷児童相談所」の下に「岡山県福祉相談センター」を加え、同表第三級地の項中「岡山県立岡山大安寺高等学校」を削り、同表第四級地の項中「旧岡山南警察署」を削り、同表第五級地の項中「岡山県美作県民局一宮分室」及び「岡山県立蒜山高等学校」を削る。

別表第二中「岡山県美作県民局一宮分室」及び「岡山県立蒜山高等学校」を削る。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

◎岡山県規則第二十四号

岡山県環境への負荷の低減に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年三月二十七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山県環境への負荷の低減に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岡山県環境への負荷の低減に関する条例施行規則（平成十四年岡山県規則第四十号）の一部を次のように改正する。

第四十八条第二号中「のうち」を「（別表第六の十の項において「産業廃棄物処理施設」という。）のうち」に改める。

別表第六の一の項から三の項までの規定中「すべて」を「全て」に改め、同表の四の項中「はし製造業」を「箸製造業」に、「すべて」を「全て」に改め、同表の五の項から九の項までの規定中「すべて」を「全て」に改め、同表の十の項中「産業廃棄物処理施設」の下に「（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第七条第一号、第三号から第六号まで、第八号又は第十一号に掲げる施設に限る。）」を加え、「すべて」を「全て」に改め、同表の十一の項を次のように改める。

十一	削除	
----	----	--

別表第六の十七の項、十八の項及び二十の項中「すべて」を「全て」に改める。
別表第七の十五の項中「〇・〇二ミリグラム」を「〇・一ミリグラム」に改める。
別表第九の一の項中「〇・〇一ミリグラム」を「〇・〇〇三ミリグラム」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

◎岡山県訓令第一号

序 中 一 般
出 先 機 関

岡山県庁用自動車管理規程（昭和五十年岡山県訓令第十一号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月二十七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

第二条第一号中「借用している」を「借り受けている」に改める。

第十二条第一項中「次項及び第四項並びに第十七条第一項において」を「以下」に改め、同条に次の一項を加える。

6 庁用自動車の使用者は、当該自動車の燃料の残量が燃料タンクの容量の二分の一以下になった場合は、燃料の補給を行わなければならない。

第十五条第三号中「普通自動車（乗車定員が十一人以上のものに限る。）」を「人の運送の用に供する乗車定員十一人以上の普通自動車」に改め、同条第四号中「普通貨物自動車」を「貨物の運送の用に供する普通自動車」に改め、同条第五号中「小型貨物自動車」を「貨物の運送の用に供する小型自動車」に改め、同条第六号中「特殊用途自動車」を「特種の用途に供する普通自動車及び小型自動車」に改める。

第十九条第一項中「借用した」を「借り受けた」に、「第十五条並びに第十六条」を「並びに第十五条」に改め、同条第二項中「借用した」を「借り受けた」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。

◎岡山県告示第百五十八号

岡山県知事が所轄する学校法人等の寄附行為及び寄附行為変更の認可の審査基準（平成十四年岡山県告示第二百二十号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月二十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

第一の一の(一)中「基本財産」を「学校の基本財産」に改め、同一の(五)中「学校」の下に「又は幼保連携型認定こども園」を加え、同(五)を同一の(六)とし、同一の(四)の「学校」の下に「又は幼保連携型認定こども園」を加え、同(四)を同一の(五)とし、同一中(三)を(四)とし、同一の(二)の「ア及びイ中「学校」」の下に「又は幼保連携型認定こども園」を加え、同(二)を同一の(三)とし、同一の(一)の次に次のように加える。

(二) 幼保連携型認定こども園の基本財産について

ア 幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。以下「認定こども園法」という。）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。）の施設等は、認定こども園法その他の法令に規定する基準に適合するものであること。

イ 施設等は、原則として担保に供せられている等負担付き又は借用のものでないこと。ただし、二十年以上にわたり安定して借用することができる権利を取得するときであつて、かつ、教育上支障がないと認められる場合には、この限りでない。

ウ 園舎及び園地は、イのただし書の規定に該当する場合を除いて、申請時において申請者名義の所有権、地上権その他の使用権の登記がなされていること。

エ (一)のエからキまでの規定を準用する。

第一の二の(一)中「基本財産」を「学校の基本財産」に改め、同一のウ中「イ」の下に「、ウ」を加え、同一の(六)中「学校等」の下に「又は幼保連携型認定こども園」を加え、同(六)を同一の(七)とし、同一の(五)中「二の(四)」を「二の(五)」に改め、同(五)を同一の(六)とし、同一の(四)の「ア中「に係る学校等」」の下に「及び幼保連携型認定こども園」を、「の学校等」の下に「又は幼保連携型認定こども園」を、「学校教育法」の下に「、認定こども園法」を加え、同(四)のウ中「学校等」の下に「又は幼保連携型認定こども園」を加え、同(四)を同一の(五)とし、同一の(三)中「二の(三)」を「二の(四)」に改め、同(三)を同一の(四)とし、

同二の(二)のア及びイ中「学校等」の下に「又は幼保連携型認定こども園」を加え、同二(二)の(三)とし、同二の(一)の次に次のように加える。

(二) 幼保連携型認定こども園の基本財産について

ア 幼保連携型認定こども園の設置資金の財源は、寄附金、積立金、資産売却収入その他学校法人の負債とならない収入をもって充てるものとし、かつ、申請時において、当該寄附金等を収納し、又は保有していること。ただし、次のいずれにも該当し、かつ、教育上支障がないと認められる場合には、当該設置資金の額の三分の一の額を限度として借入金をもって充てることができるものとする。

a 銀行、信用金庫その他知事が別に指定する機関からの借入金であること。

b 適正かつ実行可能な償還計画が確立されていること。

c 各年の償還額が、年間帰属収入の額の十分の一以内であること。

イ 当該幼保連携型認定こども園の施設等は、担保に供せられている等負担付き又は借用のものでないこと。ただし、次のいずれかに該当し、かつ、教育上支障がないと認められる場合には、この限りでない。

a 二十年以上にわたり安定して借用することができる権利を取得するとき。

b 当該施設等が、アのただし書に規定する場合において、当該借入金の担保に供せられるとき。

ウ 一の(一)のエ、オ及びキ並びに(二)のアの基準を準用する。

第一の三中「二の(二)並びに(四)のア」を「二の(三)並びに(五)のア」に改める。

第二の一の(二)のイ中「第一の一の(二)」を「第一の一の(三)」に改め、同一の(三)及び第二の二の(二)中「第一の一の(三)」を「第一の一の(四)」に改め、同二の(三)中「(三)」を「(四)」に改める。

附 則

この告示は、平成二十七年四月一日から施行する。

◎岡山県告示第百五十九号

岡山県知事が所轄する私立学校等の設置等の認可の審査基準（平成十四年岡山県告示第二百二十一号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月二十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

「及び社会福祉法人が設置する私立の幼稚園のうち就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第三条第二項に規定する幼保連携施設（第一の三六）において「幼保連携施設」という。）を構成するものを削り、第一中六を七とし、五を六とし、第一の四三中「三の七」を「四の七」に改め、同四を第一の五とし、第一の三六中「（幼保連携施設を構成する私立の幼稚園を設置する社会福祉法人を含む。四）及び五三において同じ。」を削り、同三を第一の四とし、第一中二を三とし、一を二とし、同二の前に次のように加える。

一 設置者について

幼稚園の設置者は、原則として学校法人であること。

第二の二三中「第一の三」を「第一の四」に改め、第二の三二中「第一の四」を「第一の五」に改め、第二の五二中「第一の五」を「第一の六」に改め、第二の六中「第一の一、二及び六」を「第一の二、三及び七」に改める。

第三中「第一の三から六」を「第一の四から七」に、「第一の四並びに五の（一）」を「第一の五並びに六の（一）」に改める。

第四中「第一の六」を「第一の七」に改める。

附 則

この告示は、平成二十七年四月一日から施行する。

◎岡山県告示第百六十号

平成十四年岡山県告示第百八十五号（岡山県環境への負荷の低減に関する条例に基づく排出基準、構造等の基準及び排水基準）の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月二十七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

別表第七のカドミウム及びその化合物の項中「〇・一ミリグラム」を「〇・〇三ミリグラム」に改める。

別表第八の2中「排水を排出する」を「湖沼水質保全特別措置法（昭和五十九年法律第六十一号。以下「湖沼法」という。）第三条第二項に規定する指定地域内に特定施設を設置している」に改め、同2(1)及び(2)の表中「十一の項」を「十の項」に改め、同表の3中「湖沼水質保全特別措置法（昭和五十九年法律第六十一号。以下「湖沼法」という。）」を「湖沼法」に、「の工場」を「に特定施設を設置している工場」に改め、同3(1)及び(2)の表中「十一の項」を「十の項」に改め、同表の備考中10を削り、11を10とする。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

◎岡山県告示第百六十一号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条に規定する救急病院である。

平成二十七年三月二十七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 病院の名称及び所在地

名 称 中谷外科病院

所在地 玉野市田井三―一―二〇

名 称 藤田病院

所在地 岡山市東区西大寺上三―八―六三

二 有効期限

平成三十年三月三十日

附 則

この告示は、平成二十七年三月三十一日から施行する。

◎岡山県告示第百六十二号

岡山県自然海浜保全地区条例（昭和五十六年岡山県条例第二十三号）第五条第八項において準用する同条第六項の規定により、自然海浜保全地区の区域を次のとおり変更する。

平成二十七年三月二十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 自然海浜保全地区の名称
沙美東自然海浜保全地区

- 二 変更後の自然海浜保全地区の区域

倉敷市玉島黒崎の区域のうち次の図に示す区域及び次に示す陸域の区域。ただし、自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第二条第一号に規定する自然公園の区域を除く。

（「次の図」は省略し、その図面を岡山県環境文化部環境管理課に備え置いて縦覧に供する。）

所在地

倉敷市玉島黒崎	四七一―二番地
〃	〃
〃	四七一―一番地
〃	〃
〃	四七二―二番地
〃	〃
〃	四七一―三番地
〃	〃
〃	四七一―四番地

- 一 自然海浜保全地区の名称

唐琴の浦自然海浜保全地区

- 二 変更後の自然海浜保全地区の区域

倉敷市児島唐琴四丁目の区域のうち次の図に示す区域。ただし、自然公園法第二条第一号に規定する自然公園の区域を除く。

（「次の図」は省略し、その図面を岡山県環境文化部環境管理課に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第百六十三号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、家畜の検査を次のとおり実施するので、該当家畜の所有者に対し、これを受けることを命ずる。

平成二十七年三月二十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 ブルセラ病検査

1 実施の目的

牛のブルセラ病の発生を予防するため

2 実施する区域

県内一円

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号。以下「省令」という。）第九条第二項第一号から第四号までに掲げる牛のうち、対象となる家畜の所在地を管轄する家畜保健衛生所長（以下「管轄家畜保健衛生所長」という。）が別に定めるもの

4 実施の期日

平成二十七年四月六日から平成二十八年三月三十一日までの間（以下「実施期間」という。）において管轄家畜保健衛生所長が別に定める日

5 検査の方法

省令別表第一ブルセラ病（牛の場合）の項術式の欄1から3までに規定する検査の方法

二 結核病検査

1 実施の目的

牛の結核病の発生を予防するため

2 実施する区域

県内一円

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

省令第九条第二項第一号から第四号までに掲げる牛のうち、管轄家畜保健衛生所長が別に定めるもの

4 実施の期日

実施期間において管轄家畜保健衛生所長が別に定める日

5 検査の方法

省令別表第一結核病の項術式の欄1に規定する検査の方法

三 ヨーネ病検査

1 実施の目的

牛のヨーネ病の発生を予防するため

2 実施する区域

県内一円

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

省令第九条第二項第一号から第三号までに掲げる牛、平成二十四年四月一日以降に輸入した牛（検疫後一年以内のものを除く。）、平成二十七年四月一日以降にヨーネ病が発生した都道府県から導入した搾乳に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及び過去三年以内にヨーネ病が発生した農場の牛のうち、管轄家畜保健衛生所長が必要と認めるもの

4 実施の期日

実施期間において管轄家畜保健衛生所長が別に定める日

5 検査の方法

省令別表第一ヨーネ病の項術式の欄1、2及び6に規定する検査の方法

四 馬伝染性貧血検査

1 実施の目的

馬伝染性貧血の発生を予防するため

2 実施する区域

県内一円

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

省令第九条第二項第五号から第九号までに掲げる馬

4 実施の期日

実施期間において管轄家畜保健衛生所長が別に定める日

5 検査の方法

省令別表第一馬伝染性貧血の項術式の欄2に規定する検査の方法

五 家きんサルモネラ感染症検査（サルモネラ・プロラムに係るものに限る。以下同じ。）及び鶏マイコプラズマ病検査

1 実施の目的

家きんサルモネラ感染症（サルモネラ・プロラムによるものに限る。以下同じ。）及び鶏マイコプラズマ病の発生を予防するため

2 実施する区域

県内一円

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

種鶏及び種鶏候補鶏（以下「種鶏等」という。）のうち、次の(1)から(3)までに掲げるもの

(1) 管轄家畜保健衛生所長が別に定める基準羽数を満たす自衛検査が、未実施又は未報告である種鶏業者に係る種鶏等については、全羽数

(2) (1)に掲げるもの以外の種鶏等については、家きんサルモネラ感染症検査を対象とし、雌雄とも全羽数のおおむね十パーセントに相当する羽数（最小百羽とする。）

(3) (2)の家きんサルモネラ感染症検査で陽性鶏が摘発されたときは、種鶏等の全羽数

4 実施の期日

実施期間において管轄家畜保健衛生所長が別に定める日

5 検査の方法

急速凝集反応法

六 腐蛆病検査

1 実施の目的

蜜蜂の腐蛆病の発生を予防するため

2 実施する区域

県内一円

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

蜜蜂のうち、管轄家畜保健衛生所長が必要と認めるもの

4 実施の期日

実施期間において管轄家畜保健衛生所長が別に定める日

5 検査の方法

肉眼検査

七 伝達性海綿状脳症検査

1 実施の目的

伝達性海綿状脳症の発生の状況及び動向を把握するため

2 実施する区域

県内一円

3 実施の対象となる家畜の死体の種類及び範囲

省令第九条第二項第十号に掲げる牛の死体及び同項第十一号に掲げるめん羊又は山羊の死体のうち管轄家畜保健衛生所長が必要と認めるもの

4 実施の期日

実施期間において管轄家畜保健衛生所長が別に定める日

5 検査の方法

省令別表第一伝達性海綿状脳症の項術式の欄1及び2に規定する検査の方法

八 アカバネ病検査、チュウザン病検査、アイノウイルス感染症検査、牛流行熱検査及びイバラキ病検査

1 実施の目的

アカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、牛流行熱及びイバラキ病の発生を予察するため

2 実施する区域

県内一円

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

未越夏牛（平成二十六年十一月から平成二十七年四月までに生まれた牛をいう。）のうち、管轄家畜保健衛生所長が発生子察上適当と認めるもの

4 実施の期日

原則として六月下旬、八月中旬、九月中旬、十月中旬及び十一月中旬

5 検査の方法

臨床検査及び血清学的検査（中和試験又は寒天ゲル内沈降反応）

九 高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ検査

1 実施の目的

- 2 高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの発生を予防するため
実施する区域
県内一円
- 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
(1) 飼養羽数が百羽以上（だちょうの場合は、十羽以上）の家さん飼養農場から管轄家畜保健衛生所長が無作為に飼養規模別に抽出した農場の家さん
(2) その他知事が検査の必要があると認めて通知したもの
- 4 実施の期日
- 5 検査の方法
臨床検査、血清学的検査及びウイルス学的検査
- 十 牛ウイルス性下痢・粘膜病検査
1 実施の目的
牛ウイルス性下痢・粘膜病の発生の状況及び動向を把握するため
- 2 実施する区域
県内一円
- 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
牛のうち、管轄家畜保健衛生所長が別に定めるもの
- 4 実施の期日
- 5 実施期間において管轄家畜保健衛生所長が別に定める日
- 5 検査の方法
血清学的検査（中和試験）及びウイルス学的検査
- 十一 豚流行性下痢検査
1 実施の目的
豚流行性下痢の発生の状況及び動向を把握するため
- 2 実施する区域
県内一円
- 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
豚のうち、管轄家畜保健衛生所長が別に定めるもの
- 4 実施の期日

5

実施期間において管轄家畜保健衛生所長が別に定める日
検査の方法
血清学的検査（中和試験）及びウイルス学的検査

◎岡山県告示第百六十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成二十七年三月二十七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 解除に係る保安林の所在場所

備前市吉永町南方字恩徳谷一三九一の五（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

公衆の保健

三 解除の理由

電気通信設備用地とするため

（「次の図」は省略し、その図面を岡山県庁及び備前市役所に備え置いて縦覧に供する。）

平成27年3月27日 岡山県公報 第11672号

◎岡山県告示第百六十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月二十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 岡山児島線
- 三 道路の区域

区	域	新旧別	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
倉敷市林字笹間一三二番一地内		新	二〇・五	二〇・〇
倉敷市林字笹間一三二番一地内		旧	二〇・五 二〇・七	二〇・〇

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 西大寺備前線及び瀬西大寺線
- 三 道路の区域

区	域	新旧別	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
瀬戸内市邑久町向山字川田八九七番二地 先から		新	一一・二 二〇・五	六三七・〇
瀬戸内市邑久町大富字猪ノ窪七三三番二		旧	一一・二 二〇・五	六三七・〇

平成27年3月27日 岡山県公報 第11672号

一 道路の種類 県道
 二 路線名 虫明長浜線
 三 道路の区域

区 域	新 旧 別	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
井原市高屋町字明治三三二八番一地先から 井原市高屋町字明治三三二六番一地先まで	旧	五・五〇 一〇・五	八一・五
井原市高屋町字明治三三二八番一地先から 井原市高屋町字明治三三二六番一地先まで	新	八・五〇 一三・〇	八一・五

一 道路の種類 県道
 二 路線名 七曲井原線
 三 道路の区域

瀬戸内市邑久町向山字川田八九七番二地先から 瀬戸内市邑久町大富字猪ノ窪七三三番二地先まで	旧	五・二〇 一九・〇	六三七・〇
---	---	--------------	-------

平成27年3月27日 岡山県公報 第11672号

一 道路の種類 県道
 二 路線名 庄田敷井線
 三 道路の区域

区 域	新 旧 別	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
瀬戸内市邑久町尻海字本谷東五二七二番 三地先から 瀬戸内市邑久町尻海字本谷東五二七六番 四地先まで	新	一一・〇〇 二〇・〇〇	四六・五
瀬戸内市邑久町尻海字本谷東五二七二番 三地先から 瀬戸内市邑久町尻海字本谷東五二七六番 四地先まで	旧	一二・五〇 二三・〇〇	四六・五

区 域	新 旧 別	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
瀬戸内市邑久町尻海字本谷東五二七二番 三地先から 瀬戸内市邑久町尻海字本谷東五二七六番 六地先まで	新	四・五〇 一四・〇〇	四三・〇
瀬戸内市邑久町尻海字本谷東五二七二番 三地先から 瀬戸内市邑久町尻海字本谷東五二七六番 六地先まで	旧	三・〇〇 一〇・〇〇	五〇・〇

一 道路の種類 県道
 二 路線名 本庄玉島線
 三 道路の区域

<p>区 域</p>	<p>倉敷市玉島道越字阿原沖三丁目八九二番 一地先から 倉敷市玉島阿賀崎字亀崎二四五一番三地 先まで</p>	<p>倉敷市玉島道越字阿原沖三丁目八九二番 一地先から 倉敷市玉島阿賀崎字亀崎二四六九番一地 先まで</p>
<p>別 新旧</p>	<p>新</p>	<p>旧</p>
<p>幅 員 (メートル)</p>	<p>五・四 一六・〇</p>	<p>五・四 一三・〇</p>
<p>延 長 (メートル)</p>	<p>二五七・〇</p>	<p>九八・〇</p>

平成27年3月27日 岡山県公報 第11672号

◎岡山県告示第百六十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月二十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

道路の種類	路線名	区間	供用開始年月日
県道	西大寺備前線	瀬戸内市邑久町向山字川田八九七番二地先から 瀬戸内市邑久町大富字猪ノ窪七三三番二地先まで	平成二十七年三月二十七日
	七曲井原線	井原市高屋町字明治三三一八番一地先から 井原市高屋町字明治三三二六番一地先まで	
	庄田敷井線	瀬戸内市邑久町尻海字本谷東五二七二番三地先から 瀬戸内市邑久町尻海字本谷東五二七六番六地先まで	
	本庄玉島線	倉敷市玉島阿賀崎字亀崎二四六九番一地先から 倉敷市玉島阿賀崎字亀崎二四五一番三地先まで	平成二十七年三月二十九日

平成27年3月27日 岡山県公報 第11672号

◎岡山県告示第百六十七号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の地区を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。
その関係図書は、岡山県土木部防災砂防課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年三月二十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

銀山東地区

次に掲げる地番の土地に設置した標柱一号から十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と十五号を結んだ線に囲まれた区域

岡山県笠岡市大字吉浜字銀山一〇七三番	一号
〃	二号
〃	三号及び四号
〃	五号
〃	六号
〃	七号
〃	八号
〃	九号
〃	十号
字松川一二〇六番一地先道路敷	十一号及び十二号
字銀山一二二六番	十三号
〃	十四号
〃	十五号

平成27年3月27日 岡山県公報 第11672号

◎岡山県告示第六十八号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の地区を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。
その関係図書は、岡山県土木部防災砂防課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年三月二十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

銀山西地区

次に掲げる地番の土地に設置した標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた区域並びに標柱九号から二十二号までを順次結んだ線及び標柱九号と二十二号を結んだ線に囲まれた区域

岡山県笠岡市大字吉浜字上ノ町四九二番	一号、七号及び八号
字銀山 四六二番三	二号
四三五番	三号
四六一番	四号
四六〇番	五号
四六九番四	六号
四六九番三	九号
四七〇番一	十号
四七四番	十一号
四七三番二	十二号
四八一番	十三号
四八〇番	十四号
四七九番一	十五号から十七号まで
一〇一七番二	十八号
一〇一〇番	十九号及び二十号
四八三番一	二十一号
四六八番一	二十二号

平成27年3月27日 岡山県公報 第11672号

◎岡山県告示第百六十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、高梁都市計画下水道事業高梁公共下水道の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十七年三月二十七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

高梁市	施行者の 名称	事業の種類及び名称	事業施行期間	事業 業 地
高梁都市計画下水道 事業 高梁公共下水道			昭和五十三年三月七日 から 平成二十九年三月三十 一日まで	収用の部分 変更なし 使用の部分 なし

〔二一九〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証の申請があった。

平成二十七年三月二十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあった年月日

平成二十七年三月十九日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人とみはらむら

三 代表者の氏名

山崎 司

四 主たる事務所の所在地

真庭市若代三一九番地二

五 定款に記載された目的

この法人は、地域住民の生活サポートや伝統や文化、自然等の地域資源の保存と活用事業、また地域資源を活かした交流事業を行い、明るく魅力ある地域づくりに寄与することを目的とする。

平成27年3月27日 岡山県公報 第11672号

〔二二〇〕岡山県医療審議会から次のとおり答申があった。

平成二十七年三月二十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 諮問年月日

平成二十七年一月二十三日

二 答申を受けた年月日

平成二十七年三月十日

三 諮問及び答申の事項

救急病院等の新規認定について（中谷外科病院及び藤田病院）

四 その他

諮問及び答申の内容を記載した書類については、岡山県庁県政情報室、岡山県備前県民局、岡山県備中県民局及び岡山県美作県民局において閲覧することができる。

〔二二一〕次の建設業者の営業所の所在地を確知できず、その事実を公告し、その公告の日から三十日を経過しても当該建設業者から申出がないので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条の二第一項の規定により、平成二十七年三月二十六日付けで、次の建設業者の許可を取り消した。

平成二十七年三月二十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 商号又は名称 有限会社ペイントビルズ・イシイ
- 二 代表者の氏名 石居 祐二
- 三 主たる営業所の所在地 高梁市横町一五四九
- 四 許可番号 岡山県知事許可（般一〇二）第一八八九〇号
- 五 許可年月日 平成二十二年五月二十八日

六 処分の内容

建設業法第二十九条の二第一項の規定による次の建設業の許可の取消し

一般建設業のうち塗装工事業、防水工事業

七 教示

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して六十日以内に岡山県知事に対して異議申立てをし、若しくは同日から起算して六月以内に岡山県（代表者岡山県知事）を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起し、又はこれらのいずれについても行うことができる。

平成27年3月27日 岡山県公報 第11672号

〔一二二〕 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

平成二十七年三月二十七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 落札物品の名称及び数量

庁用自動車リース（普通自動車、小型自動車） 五十二台

二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県出納局用度課

岡山市北区内山下二丁目四番六号

三 落札者を決定した日

平成二十七年二月二十六日

四 落札者の氏名及び住所

株式会社トヨタレンタリース岡山

岡山市北区厚生町一丁目三番一九号

五 落札金額

一五二、四三三、七一二円（うち消費税額及び地方消費税の額一一、二一七、三二二円）

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 入札の公告を行った日

平成二十七年一月十六日

平成27年3月27日 岡山県公報 第11672号

〔一二三〕 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

平成二十七年三月二十七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 落札物品の名称及び数量

庁用自動車リース（軽自動車） 二十二台

二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県出納局用度課

岡山市北区内山下二丁目四番六号

三 落札者を決定した日

平成二十七年二月二十六日

四 落札者の氏名及び住所

株式会社トヨタレンタリース岡山

岡山市北区厚生町一丁目三番一九号

五 落札金額

三三、九三四、四六四円（うち消費税額及び地方消費税の額二、五二三、六六四円）

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 入札の公告を行った日

平成二十七年一月十六日

◎岡山県選管告示第十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定による政治団体の届出があった。

平成二十七年三月二十七日

岡山県選挙管理委員会

委員長 岡本 研吾

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
明るい未来創造の会	戸室 敦雄	日下 和夫	津山市南新座三四	平成二七・二・一七
岡山県中小企業連絡会	中司 正	中司 正	岡山市北区春日町六一五―一〇三	〃
小林一郎後援会	戸取 正憲	小林 一郎	〃 東区瀬戸町江尻一一四七―七	〃
大日本菊流會	栗坂 宏幸	吉富 肇	総社市小寺一六四	〃
高橋善功後援会	原 太久茂	西山 正志	美作市上山一八〇六一―	〃
藤原ゆきてる後援会	原 賢二	岡崎 晋典	玉野市田井四―四〇―三	〃
松本よしあつ後援会	長 汐良熊	松本 典久	岡山市中区高屋三九三―七	〃
やない弘後援会	柳井 弘	坪井 ゆう子	〃 北区下中野二七七―六	〃

◎岡山県選管告示第十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があった。

平成二十七年三月二十七日

岡山県選挙管理委員会

委員長 岡本研吾

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	異動事項	新		旧		届出年月日
		代表者	主たる事務所の所在地	代表者	主たる事務所の所在地	
市村仁後援会		有友義行	美作市入田一九六一	入矢治	美作市和田一三四	平成二七・二・一六
太田えいじ後援会		岡山県私学振興連盟	岡山市北区櫛津六六六一二〇	原田一成	岡山市北区佐山二二三二	〃
岡山県酪農政治連盟備北支部		雲岡晃紀	片山泰行	大木直太郎	岡山市中区平井三一九九六一四二二	〃
岡山の明日を創る会		古林久和	津山市河辺八八一	金澤稔	真庭市赤野六三五一一	〃
岡山法面保護協会		坂田蒼美	上田孝司	根岸保	〃	〃
〃		代表者	代表者	坂田蒼美	〃	〃
〃		会計責任者	主たる事務所の所在地	坂田蒼美	〃	〃
おかやま未来フォーラム		小倉泰子	岡山市中区平井五八一五〇一二	小倉納	岡山市中区平井三一九九六一四二二	二・二〇
小倉ひろとし後援会		〃	〃	小倉清海	〃	二・二〇
おもだ照雄後援会		代表者	代表者	仁木紹祐	〃	二・二七
金田稔久後援会		主たる事務所の所在地	主たる事務所の所在地	真庭市久世二四八九一一	〃	二・二六
河野けいじ後援会		代表者	代表者	真庭市中二〇八一	〃	二・二五
幸福実現党岡山後援会		川口和美	〃	片沼淳	〃	二・二五
幸福実現党岡山中央後援会		政治団体の名称	政治団体の名称	片沼淳	〃	二・二四
〃		会計責任者	幸福実現党岡山中央後援会	片沼淳	〃	〃
〃		代表者	大橋利津子	三浦晰	〃	二・一九
歯平会		代表者	千原純	〃	〃	〃

渡辺吉幸後援会	森川かんじ後援会	東原とおる後援会	花岡栄太郎後援会	西野修平後援会	高原としひこ後援会	〃
主たる事務所の所在地	会計責任者	〃	主たる事務所の所在地	代表者	〃	会計責任者
勝田郡奈義町滝本一四八〇―四	勝田郡奈義町滝本一四八〇―四	〃	岡山市中区平井五―八―五〇―二	小林正明	古林久和	千原純
勝田郡奈義町滝本一七〇三―一	青木繁之	〃	岡山市中区平井三―九九六―四二	宗森英之	金澤稔	三浦晰
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
二・一三	二・一〇	二・九	二・二	二・一三	二・九	〃

◎岡山県選管告示第十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があった。

平成二十七年三月二十七日

岡山県選挙管理委員会

委員長 岡本研吾

一 政党の支部

政治団体の名称

代表者氏名

解散年月日

みんなの党岡山県第1区支部

赤木正幸

平成二六・一・二八

二 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称

代表者氏名

解散年月日

赤木まさゆき後援会

赤木正幸

平成二六・一二・二五

新しい倉敷をつくる会

山本隆朗

平成二七・一・三一

鶴川晃匠後援会

安江文男

平成二六・一二・三一

川渕正行後援会

中磯曙悟

〃

健政会

古市健三

平成二七・一・三一

たかとり正泰後援会

鷹取正泰

〃

花房昭夫後援会

鷹取一郎

〃

古市健三後援会

三村直也

〃

フレッシュ県政の会

藤井昭平

平成二六・一二・三一

森川かんじ後援会

西本勇

平成二七・二・一〇

◎岡山県選管告示第十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定による資金管理団体の届出があつた。

平成二十七年三月二十七日

岡山県選挙管理委員会

委員長 岡本 研 吾

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者氏名	届出年月日
柳井 弘	岡山市議会議員	やない弘後援会	岡山市北区下中野二七七―六	柳井 弘	平成二七・二・一二

◎岡山県選管告示第十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があった。

平成二十七年三月二十七日

岡山県選挙管理委員会

委員長 岡本 研 吾

資金管理団体の届出事項の異動の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧
太田 栄 司	岡山市議会議員	太田えいじ後援会	主たる事務所の所在地	岡山市北区檜津六六六一二〇	岡山市北区佐山二三二
花岡 栄太郎	〃	おかやま未来フォーラム	〃	〃	〃
東原 透	〃	東原とおる後援会	〃	〃	〃
				二	
				北区上土田一一九一一	北区真星二九五六一一

◎岡山県選管告示第十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出があった。

平成二十七年三月二十七日

岡山県選挙管理委員会

委員長 岡本研吾

届出をした者の氏名

公職の種類

資金管理団体の名称

主たる事務所の所在地

代表者氏名

資金管理団体でなくな
った旨の届出年月日

古市健三

倉敷市長

健政会

倉敷市児島稗田町一八五四―三

古市健三

平成二七・二・五

◎岡山県公安委員会告示第四十八号

警備業法（昭和四十七年法律第一百七号。以下「法」という。）第二十二条第二項第一号に規定する警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

平成二十七年三月二十七日

岡山県公安委員会

一 警備業務の区分等

警備業務の区分	期 日	時 間	場 所
施設警備業務	平成二十七年六月四日（木曜日）から同月十二日（金曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の日間	午前九時から午後五時まで	岡山市北区厚生町三丁目一番一五号 岡山商工会議所

二 講習対象者

- 1 最近五年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して三年以上である者
- 2 警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「検定規則」という。）第四条に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第二十三条第四項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
- 3 検定規則第四条に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの
- 4 検定規則附則第三条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和六十一年国家公安委員会規則第五号。以下「旧検定規則」という。）第一条第二項に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者
- 5 旧検定規則第一条第二項に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

三 受講手続

1 提出書類

- (1) 所定の様式による受講申込書 一通
- (2) 写真 一枚（縦の長さ三センチメートル、横の長さ二・四センチメートル、申込前六箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもの）
 - ア 二1に該当する者
当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る所定の様式による書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書
 - イ 二2に該当する者
検定規則第四条に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し
 - ウ 二3に該当する者
検定規則第四条に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書
 - エ 二4に該当する者
旧検定規則第一条第二項に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し
 - オ 二5に該当する者
旧検定規則第一条第二項に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

2 提出先

- (1) 県内に住所を有する者
住所地を管轄する警察署の生活安全課
- (2) 県外に住所を有する者
県内の警察署の生活安全課

なお、郵送又は信書便による申込み及び代理人による申込みは、受け付けない。

3 提出期間

平成二十七年四月二十日（月曜日）から同月二十四日（金曜日）までの午前八時

三十分から午後五時まで

四 受講手数料

四万七千円

(注) 岡山県収入証紙により、受講申込時に納付すること。

なお、受講手数料は、納付後は返還しない。

五 受講定員

四十人。ただし、申込順に受け付け、受講定員に達したときは、提出期間内であっても受付を締め切る。

六 講習の委託

この講習は、平成二十七年度警備業講習業務委託に係る一般競争入札(条件付)により決定した者が行う予定

七 その他

- 1 受講者は、筆記用具を持参すること。
- 2 講習終了後は、筆記の方法により修了考査を実施する。

◎公立大学法人岡山県立大学公告第二号

地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第三十四条第四項の規定により、公立大学法人岡山県立大学の平成二十五年度財務諸表を次のとおり公告する。

平成二十七年三月二十七日

公立大学法人岡山県立大学理事長

辻

英

明

貸借対照表
(平成26年3月31日)

(単位:円)

資産の部

I 固定資産

1 有形固定資産

土地		3,962,416,334
建物	8,976,884,119	
減価償却累計額	<u>△ 3,993,327,609</u>	4,983,556,510
構築物	240,082,896	
減価償却累計額	<u>△ 101,273,148</u>	138,809,748
機械装置	5,559,633	
減価償却累計額	<u>△ 4,647,067</u>	912,566
車両運搬具	1,411,990	
減価償却累計額	<u>△ 1,117,823</u>	294,167
工具器具備品	630,895,366	
減価償却累計額	<u>△ 515,548,068</u>	115,347,298
図書		1,186,155,127
美術品・收藏品		<u>6,000,000</u>
有形固定資産合計		10,393,491,750

2 無形固定資産

特許権		763,392
特許権仮勘定		219,573
ソフトウェア		9,003,105
電話加入権		<u>96,000</u>
無形固定資産合計		10,082,070

3 投資その他の資産

長期性預金		<u>279,822,882</u>
投資その他の資産合計		279,822,882

固定資産合計

10,683,396,702

II 流動資産

現金及び預金		1,044,225,402
未収学生納付金収入	535,800	
徴収不能引当金	<u>△ 267,900</u>	267,900
未収入金		5,654,862
たな卸資産		3,188,292
前払費用		114,205
未収収益		<u>254,681</u>

流動資産合計

1,053,705,342

資産合計

11,737,102,044

平成27年3月27日 岡山県公報 第11672号

負債の部

I 固定負債

資産見返負債

資産見返運営費交付金等	542,649,281	
資産見返補助金等	7,819,911	
資産見返寄附金	217,632,705	
資産見返物品受贈額	1,160,563,740	
特許権仮勘定見返運営費交付金	219,573	1,928,885,210

長期寄附金債務		79,822,882
長期未払金		60,212,033

固定負債合計 2,068,920,125

II 流動負債

運営費交付金債務	59,200,633
預り補助金等	1,745,355
寄附金債務	19,555,847
前受受託研究費等	5,521,736
未払金	276,242,749
未払費用	17,819
未払消費税等	472,100
前受金	9,314,943
預り科学研究費補助金等	21,151,091
預り金	14,927,621

流動負債合計 408,149,894

負債合計 2,477,070,019

純資産の部

I 資本金

地方公共団体出資金	12,091,632,943	
資本金合計		<u>12,091,632,943</u>

II 資本剰余金

資本剰余金	70,808,479	
損益外減価償却累計額(△)	△ 3,825,087,228	
資本剰余金合計		<u>△ 3,754,278,749</u>

III 利益剰余金

前中期目標期間繰越積立金	739,588,338	
当期末処分利益	183,089,493	
(うち当期総利益)	(183,089,493)	
利益剰余金合計		<u>922,677,831</u>

純資産合計 9,260,032,025

負債純資産合計 11,737,102,044

平成27年3月27日 岡山県公報 第11672号

損益計算書 (平成25年4月1日～平成26年3月31日)

(単位:円)

経常費用			
業務費			
教育経費	524,356,867		
研究経費	221,864,847		
教育研究支援経費	42,325,102		
受託研究費	55,909,406		
受託事業費	1,825,015		
役員人件費	29,255,832		
教員人件費	1,715,523,627		
職員人件費	408,798,150	2,999,858,846	
一般管理費		289,483,432	
財務費用			
支払利息	1,543,411	1,543,411	
雑損	14,631	14,631	
経常費用合計			3,290,900,320
経常収益			
運営費交付金収益		2,005,109,304	
授業料収益		994,675,200	
入学金収益		112,778,400	
検定料収益		56,049,800	
受託研究等収益			
国又は地方公共団体からの受託研究等収益	5,038,229		
国又は地方公共団体以外からの受託研究等収益	57,008,467	62,046,696	
受託事業等収益			
国又は地方公共団体からの受託事業等収益	1,160,000	1,160,000	
補助金等収益		15,822,393	
寄附金収益		23,580,358	
施設費収益		37,936,521	
資産見返負債戻入			
資産見返運営費交付金等戻入	82,647,514		
資産見返補助金等戻入	3,090,154		
資産見返寄附金戻入	10,261,220		
資産見返物品受贈額戻入	21,390,275	117,389,163	
財務収益			
受取利息	488,544	488,544	
雑益			
財産貸付料収益	17,811,561		
手数料収入	711,267		
物品等売却収入	365,701		
研究関連収入	18,191,579		
その他雑益	9,873,330	46,953,438	
経常収益合計			3,473,989,817
経常利益			183,089,497
臨時損失			
固定資産除却損		4	4
当期純利益			183,089,493
当期総利益			183,089,493

キャッシュフロー計算書
(平成25年4月1日～平成26年3月31日)

(単位：円)

I	業務活動によるキャッシュ・フロー	
	原材料、商品又はサービスの購入による支出	△ 724,769,322
	人件費支出	△ 2,229,986,174
	その他の業務支出	△ 256,619,186
	運営費交付金収入	2,101,923,000
	授業料収入	966,143,850
	入学金収入	112,778,400
	検定料収入	56,049,800
	受託研究等収入	64,387,592
	受託事業等収入	1,920,000
	補助金等収入	17,587,173
	補助金等の精算による返還金の支出	△ 1,457,372
	寄附金収入	19,155,315
	研究関連収入	18,191,579
	財産貸付料収入	17,811,561
	預り科学研究費補助金等の受払	12,275,472
	その他の収入	14,636,090
	小計	190,027,778
	設立団体納付金の支払額	△ 7,991,556
	業務活動によるキャッシュ・フロー	182,036,222
II	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	有形固定資産の取得による支出	△ 172,809,168
	無形固定資産の取得による支出	△ 2,196,758
	施設費による収入	102,649,000
	定期預金の預入による支出	△ 379,822,882
	小計	△ 452,179,808
	利息及び配当金の受取額	291,863
	投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 451,887,945
III	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	リース債務の返済による支出	△ 15,909,730
	小計	△ 15,909,730
	利息の支払額	△ 1,856,270
	財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 17,766,000
IV	資金減少額	△ 287,617,723
V	資金期首残高	1,131,843,125
VI	資金期末残高	844,225,402

利益の処分に関する書類
(第 7 期事業年度)

(単位 : 円)

I 当期末処分利益	
当期総利益	183,089,493
II 利益処分額	
地方独立行政法人法第 40 条第 3 項により設立団体の長の承認を受けようとする額	
教育研究の質の向上及び組織運営の改善積立金	<u>183,089,493</u>

平成27年3月27日 岡山県公報 第11672号

行政サービス実施コスト計算書 (平成25年4月1日～平成26年3月31日)

(単位:円)

I 業務費用

(1) 損益計算書上の費用

業務費	2,999,858,846	
一般管理費	289,483,432	
財務費用	1,543,411	
雑損	14,631	
臨時損失	4	3,290,900,324

(2) (控除) 自己収入等

授業料収益	△ 994,675,200	
入学金収益	△ 112,778,400	
検定料収益	△ 56,049,800	
受託研究等収益	△ 62,046,696	
受託事業等収益	△ 1,160,000	
寄附金収益	△ 23,580,358	
資産見返寄附金戻入	△ 10,261,220	
財務収益	△ 488,544	
雑益	△ 28,761,859	△ 1,289,802,077

業務費用合計 2,001,098,247

II 損益外減価償却等相当額

損益外減価償却相当額 176,971,963

III 引当外賞与増加見積額

2,765,935

IV 引当外退職給付増加見積額

28,178,932

V 機会費用

地方公共団体出資の機会費用 53,718,297

VI 行政サービス実施コスト

2,262,733,374

注 記 事 項

I 重要な会計方針

1 運営費交付金収益及び授業料収益の計上基準

期間進行基準を採用しております。なお、退職一時金については費用進行基準を採用しております。

2 減価償却の会計処理方法

(1) 有形固定資産

定額法を採用しております。

耐用年数については、法人税法上の耐用年数を基準とし、受託研究収入により購入した償却資産は当該受託研究期間を耐用年数としております。また、岡山県から承継した固定資産については承継時の残存耐用年数で減価償却しております。

主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建 物	6年～47年
構 築 物	10年～24年
機 械 装 置	9年～10年
車 両 運 搬 具	4年
工 具 器 具 備 品	2年～15年

なお、特定の償却資産(地方独立行政法人会計基準第85)の減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除しております。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間(5年)に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

3 退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

退職一時金については、翌期以降の運営費交付金により財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上しておりません。

なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、地方独立行政法人会計基準第87-4に基づき計算された退職一時金に係る退職給付引当金の当期増加額を計上しております。

4 賞与に係る引当金及び見積額の計上基準

賞与については、翌期の運営費交付金により財源措置がなされるため、賞与引当金は計上しておりません。

なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外賞与増加見積額は、当事業年度末の引当外賞与見積額から前事業年度末の同見積額を控除した額を計上しております。

5 徴収不能引当金の計上基準

債権の貸倒れによる損失に備えるため、貸倒懸念債権等については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

6 たな卸資産の評価基準及び評価方法

最終仕入原価法による低価法を採用しております。

7 行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法

地方公共団体出資等の機会費用の計算に使用した利率

10年利付国債の平成26年3月末利回りを参考に0.640%で計算しております。

8 リース取引の会計処理

リース料総額が3百万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

9 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。

II 貸借対照表関係

1 退職給付見積額

運営費交付金から充当されるべき退職給付の見積額は、1,094,413,679円です。

(岡山県からの派遣職員に対する退職給付の見積額は上記金額から除いております。)

2 賞与見積額

運営費交付金から充当されるべき賞与の見積額は、119,184,031円です。

3 長期寄附金債務

固定負債の長期寄附金債務に記載した金額は、岡山県からの岡山県立大学学術研究振興事業基金造成補助金相当額及び同基金から生じた利息相当額を計上しております。

III 損益計算書関係

ファイナンス・リース取引が損益に与える影響額は、10,211,780円であり、当該影響額を除いた当期総利益は、172,877,713円であります。

IV キャッシュ・フロー計算書関係

1 資金の期末残高の貸借対照表科目別の内訳

現金及び預金	1,044,225,402円
定期預金	<u>△200,000,000円</u>
資金期末残高	<u>844,225,402円</u>

2 重要な非資金取引

現物寄附の受入による資産の取得

建物	55,169,265円
工具器具備品	16,691,423円
図書	<u>808,160円</u>
合計	<u>72,668,848円</u>

V 行政サービス実施コスト計算書関係

(1) 引当外賞与増加見積額並びに引当外退職給付増加見積額

引当外賞与増加見積額並びに引当外退職給付増加見積額には、岡山県からの派遣職員に係るものが△162,143円並びに7,846,101円含まれております。

(2) 機会費用の内訳

設立団体(岡山県)に係る額 53,511,217円

VI 減損会計関係

(1) 減損を認識した固定資産

該当事項はありません。

(2) 減損の兆候が認められた固定資産

① 減損の兆候が認められた固定資産の用途、種類、場所、帳簿価額等の概要

用途：電話加入権 種類：電話加入権 場所：岡山県総社市 帳簿価額：96,000円

② 認められた減損の兆候の概要：固定資産の市場価格が著しく下落しております。

③ 減損損失の認識に至らなかった理由：回収可能サービス価額が帳簿価額を上回っております。

VII 重要な債務負担行為

該当事項はありません。

VIII 金融商品関係

(1) 金融商品の状況に関する事項

当法人は、資金運用については地方独立行政法人法第43条の規定に基づき、預金、国債、

地方債及び政府保証債等に限定しております。資金運用に当たっては資金運用に関する内部規程に基づいて、現状では預金により運用しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：円)

	貸借対照表計上額 (※1)	時 価 (※1)	差 額 (※1)
(1) 現金及び預金	1,044,225,402	1,044,225,402	-
(2) 長期性預金	279,822,882	281,041,766	1,218,884
(3) 未払金	(276,242,749)	(276,242,749)	-

(※1) 負債に計上されたものについては、()で示しております。

(注) 金融商品の時価の算定方法

(1) 現金及び預金

現金及び預金は、短期間で決済されるため時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 長期性預金

長期性預金の時価については、元利金額を同様の新規預入を行った場合に想定される利率で割り引いて計算する方法により算定しております。

(3) 未払金

未払金は、短期間で決済されるため時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

IX 資産除去債務関係

該当事項はありません。

X 賃貸等不動産関係

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

XI 重要な後発事象

該当事項はありません。

附属明細書

(1) 固定資産の取得及び処分並びに減価償却費(「第85特定の償却資産の減価に係る会計処理」及び「第88資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理」による損益外減価償却相当額も含む。)並びに減損損失の明細

(単位:円)

資産の種類	期首 残高	当期 増加額	当期 減少額	期末 残高	減価償却累計額		減損損失 累計額	差引 当期末 残高	摘要	
					当期 償却額					
有形固定資産 (特定償却資産)	建物	8,129,216,609	64,712,479	-	8,193,929,088	3,825,087,228	176,971,963	-	4,368,841,860	(注1)
有形固定資産 (特定償却資産以外)	建物	723,882,893	59,072,138	-	782,955,031	168,240,381	38,430,213	-	614,714,650	(注2)
	構築物	238,805,046	1,277,850	-	240,082,896	101,273,148	14,774,656	-	138,809,748	
	機械装置	4,950,869	608,764	-	5,559,633	4,647,067	360,682	-	912,566	
	車両運搬具	1,411,990	-	-	1,411,990	1,117,823	352,997	-	294,167	
	工具器具備品	601,433,776	31,996,628	2,535,038	630,895,366	515,548,068	61,083,213	-	115,347,298	
	図書	1,170,829,329	17,994,790	2,668,992	1,186,155,127	-	-	-	1,186,155,127	
	計	2,741,313,903	110,950,170	5,204,030	2,847,060,043	790,826,487	115,001,761	-	2,056,233,556	
非償却資産	土地	3,962,416,334	-	-	3,962,416,334	-	-	-	3,962,416,334	
	美術品・收藏品	6,000,000	-	-	6,000,000	-	-	-	6,000,000	
	計	3,968,416,334	-	-	3,968,416,334	-	-	-	3,968,416,334	
有形固定資産	土地	3,962,416,334	-	-	3,962,416,334	-	-	-	3,962,416,334	
合計	建物	8,853,099,502	123,784,617	-	8,976,884,119	3,993,327,609	215,402,176	-	4,983,556,510	
	構築物	238,805,046	1,277,850	-	240,082,896	101,273,148	14,774,656	-	138,809,748	
	機械装置	4,950,869	608,764	-	5,559,633	4,647,067	360,682	-	912,566	
	車両運搬具	1,411,990	-	-	1,411,990	1,117,823	352,997	-	294,167	
	工具器具備品	601,433,776	31,996,628	2,535,038	630,895,366	515,548,068	61,083,213	-	115,347,298	
	図書	1,170,829,329	17,994,790	2,668,992	1,186,155,127	-	-	-	1,186,155,127	
	美術品・收藏品	6,000,000	-	-	6,000,000	-	-	-	6,000,000	
	計	14,838,946,846	175,662,649	5,204,030	15,009,405,465	4,615,913,715	291,973,724	-	10,393,491,750	
無形固定資産	特許権	1,242,125	-	-	1,242,125	478,733	478,733	-	763,392	
	特許権 仮勘定	177,573	42,000	-	219,573	-	-	-	219,573	
	ソフトウェア	46,104,450	2,154,758	-	48,259,208	39,256,103	6,611,525	-	9,003,105	
	電話加入権	96,000	-	-	96,000	-	-	-	96,000	
	計	47,620,148	2,196,758	-	49,816,906	39,734,836	7,090,258	-	10,082,070	
投資その他の 資産	長期性預金	100,000,000	179,822,882	-	279,822,882	-	-	-	279,822,882	

(注1) 建物(特定償却資産)の当期増加額の主なものは、中央監視装置の56,680,414円です。

(注2) 建物(特定償却資産以外)の当期増加額の主なものは、国際交流センター(仮称)(寄附)の55,169,265円です。

(2) たな卸資産の明細

(単位:円)

種類	期首残高	当期増加額		当期減少額		期末残高	摘要
		当期購入・製造・振替	その他	払出・振替	その他		
貯蔵品	3,599,014	3,150,898	-	3,599,014	-	3,150,898	(注)
郵券	41,680	37,394	-	41,680	-	37,394	
計	3,640,694	3,188,292	-	3,640,694	-	3,188,292	

(注) 貯蔵品は、大学PR用グッズ及び貯蔵タンク内の重油です。

(3) 有価証券の明細

該当事項はありません。

(4) 長期貸付金の明細

該当事項はありません。

(5) 長期借入金の明細

該当事項はありません。

(6) 引当金の明細

(6)-1 引当金の明細

該当事項はありません。

(6)-2 貸付金等に対する貸倒引当金の明細

(単位:円)

区分	貸付金等の残高			徴収不能引当金の残高			摘要
	期首残高	当期増減額	期末残高	期首残高	当期増減額	期末残高	
未収学生納付金 収入	2,143,200	△ 1,607,400	535,800	1,339,500	△ 1,071,600	267,900	※
計	2,143,200	△ 1,607,400	535,800	1,339,500	△ 1,071,600	267,900	

※ 債権の貸倒による損失に備えるため、貸倒懸念債権等については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(7) 資産除去債務の明細

該当事項はありません。

(8) 保証債務の明細

該当事項はありません。

(9) 資本金及び資本剰余金の明細

(単位:円)

区分		期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
資本金	地方公共団体出資金	12,091,632,943	-	-	12,091,632,943	
	計	12,091,632,943	-	-	12,091,632,943	
資本剰余金	無償譲与	6,096,000	-	-	6,096,000	
	施設費	-	64,712,479	-	64,712,479	
	計	6,096,000	64,712,479	-	70,808,479	
	損益外減価償却累計額	△ 3,648,115,265	△ 176,971,963	-	△ 3,825,087,228	
	差引額	△ 3,642,019,265	△ 112,259,484	-	△ 3,754,278,749	

(10) 積立金等の明細及び目的積立金の取崩しの明細

①積立金の明細

(単位:円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
積立金	7,991,556	739,588,338	747,579,894	-	(注1)
教育研究の質の向上及び 組織運営の改善積立金	451,514,466	-	451,514,466	-	(注2)
前中期目標期間繰越積立金	-	739,588,338	-	739,588,338	(注3)
計	459,506,022	1,479,176,676	1,199,094,360	739,588,338	

②目的積立金の取崩しの明細

(単位:円)

区分	金額	摘要
中期目標期間終了時の積立金 への振替額	451,514,466	
計	451,514,466	

(注1)当期増加額の内訳は、以下のとおりです。

- ①前中期目標期間最終年度の未処分利益から積み立てられたもの 288,073,872円
 - ②前中期目標期間最終年度の目的積立金から振り替えられたもの 451,514,466円
- 当期減少額の内訳は、以下のとおりです。
- ③設立団体(岡山県)に返還したもの 7,991,556円
 - ④当中期目標期間の業務の財源等として繰越の承認を受けたもの 739,588,338円

(注2)当期減少額は、(注1)②によるものです。

(注3)当期増加額は、(注1)④によるものです。

平成27年3月27日 岡山県公報 第11672号

(11) 運営費交付金債務及び運営費交付金収益の明細

(11)-1 運営費交付金債務

(単位:円)

交付年度	期首残高	交付金 当期交付額	当期振替額				小計	期末残高
			運営費交付金収益	資産見返運営費 交付金等	建設仮勘定見返 運営費交付金	特許権仮勘定見 返運営費交付金		
平成25年度	-	2,101,923,000	2,005,109,304	37,571,063	-	42,000	2,042,722,367	59,200,633
計	-	2,101,923,000	2,005,109,304	37,571,063	-	42,000	2,042,722,367	59,200,633

(11)-2 運営費交付金収益

(単位:円)

区分	平成25年度交付分	合計
期間進行基準	1,906,449,937	1,906,449,937
費用進行基準	98,659,367	98,659,367
計	2,005,109,304	2,005,109,304

(12) 地方公共団体等からの財源措置の明細

(12)-1 施設費の明細

(単位:円)

区分	当期交付額	当期振替額		摘要
		資本剰余金	収益計上	
施設等整備事業費補助金	102,649,000	64,712,479	37,936,521	
計	102,649,000	64,712,479	37,936,521	

(12)-2 補助金等の明細

(単位:円)

区分	当期交付額	当期振替額		摘要
		資産見返補助金等	収益計上	
文部科学省 大学改革推進等補助金	10,254,645	19,425	10,235,220	(産業界のニーズに対応した教育改善・充実体制整備事業)
文部科学省 科学技術戦略推進費補助金	3,508,173	-	3,508,173	(気候変動に対応した新たな社会の創出に向けた社会システムの改革プログラム)
岡山県 看護職員専門分野研修事業費補助金	2,039,000	-	2,039,000	
岡山県酪農乳業協会助成事業	40,000	-	40,000	
計	15,841,818	19,425	15,822,393	

(13) 役員及び教職員の給与の明細

(単位:円)

区分		報酬又は給与		退職給付	
		支給額	支給人員(人)	支給額	支給人員(人)
役員	常勤	24,236,897	2	-	-
	非常勤	660,000	1	-	-
	計	24,896,897	3	-	-
教職員	常勤	1,486,770,077	205	98,659,367	10
	非常勤	151,895,762	115	-	-
	計	1,638,665,839	320	98,659,367	10
合計	常勤	1,511,006,974	207	98,659,367	10
	非常勤	152,555,762	116	-	-
	計	1,663,562,736	323	98,659,367	10

(注1) 役員に対する報酬等の支給基準について

公立大学法人岡山県立大学役員報酬規程に基づき支給しています。

(注2) 教職員に対する給与及び退職手当の支給基準について

公立大学法人岡山県立大学職員給与規程, 公立大学法人岡山県立大学職員退職手当規程及び公立大学法人岡山県立大学臨時職員等給与規程に基づき支給しています。

(注3) 役員及び教職員に対する報酬又は給与の支給人員数は, 年間平均支給人員数を記載しています。

(注4) 支給額は, 法定福利費を含まない額です。

(14) 開示すべきセグメント情報

当法人は単一セグメントにより事業を行っているため, 記載を省略しています。

(15) 業務費及び一般管理費の明細

(単位:円)

業務費				
教育経費				
消耗品費		77,598,104		
備品費		9,775,691		
印刷製本費		12,185,000		
水道光熱費		52,747,672		
旅費交通費		14,556,919		
賃借料		111,888,656		
保守費		51,297,792		
修繕費		16,008,287		
報酬・委託・手数料		59,343,485		
奨学費		28,799,250		
減価償却費		67,526,031		
雑費		16,411,713		
その他		6,218,267		524,356,867
研究経費				
消耗品費		72,369,637		
備品費		24,557,680		
印刷製本費		4,638,496		
水道光熱費		14,325,555		
旅費交通費		37,300,709		
賃借料		2,982,030		
保守費		6,795,166		
諸会費		9,573,121		
報酬・委託・手数料		22,897,181		
減価償却費		16,955,271		
その他		9,470,001		221,864,847
教育研究支援経費				
消耗品費		7,559,847		
水道光熱費		5,700,871		
賃借料		6,093,129		
保守費		1,707,424		
報酬・委託・手数料		15,152,302		
図書費		2,493,911		
その他		3,617,618		42,325,102
受託研究費				55,909,406
受託事業費				1,825,015
役員人件費				
報酬		18,556,871		
賞与		6,340,026		
法定福利費		4,358,935		29,255,832
教員人件費				
常勤教員給与				
給与	940,295,556			
賞与	322,923,486			
退職給付費用	98,659,367			
法定福利費	292,118,955	1,653,997,364		
非常勤教員給与				
給与	61,380,180			
法定福利費	146,083	61,526,263	1,715,523,627	
職員人件費				
常勤職員給与				
給与	187,394,351			
賞与	36,156,684			
法定福利費	50,139,512	273,690,547		
非常勤職員給与				
給与	118,931,082			
法定福利費	16,176,521	135,107,603	408,798,150	
一般管理費				
消耗品費		16,298,092		
印刷製本費		6,798,988		
水道光熱費		36,273,241		
旅費交通費		5,971,625		
通信運搬費		4,125,845		
賃借料		29,282,426		
保守費		43,216,400		
修繕費		30,202,906		
損害保険料		5,913,001		
広告宣伝費		8,205,495		
諸会費		2,531,300		
報酬・委託・手数料		52,447,030		
租税公課		5,307,920		
減価償却費		36,243,371		
その他		6,665,792		289,483,432

平成27年3月27日 岡山県公報 第11672号

(16) 寄附金の明細

(単位:円)

区 分	当期受入額	件数	摘要
岡山県立大学	101,765,001	512	現物寄附 82,609,686 (397件)
合 計	101,765,001	512	

(17) 受託研究の明細

(単位:円)

区 分	期首残高	当期受入額	受託研究等収益	期末残高
岡山県立大学	1,059,023	43,889,772	43,744,037	1,204,758
合 計	1,059,023	43,889,772	43,744,037	1,204,758

(18) 共同研究の明細

(単位:円)

区 分	期首残高	当期受入額	受託研究等収益	期末残高
岡山県立大学	1,754,967	20,864,670	18,302,659	4,316,978
合 計	1,754,967	20,864,670	18,302,659	4,316,978

(19) 受託事業等の明細

(単位:円)

区 分	期首残高	当期受入額	受託事業等収益	期末残高
岡山県立大学	-	1,160,000	1,160,000	-
合 計	-	1,160,000	1,160,000	-

(20) 科学研究費補助金等の明細

(単位:円)

種 目	当期受入額	件数	摘要
科学研究費助成事業	(70,080,241) 20,672,478	81	
新学術領域研究	(3,500,000) 1,050,000	1	
若手研究 B	(14,299,142) 4,010,208	17	
基盤研究 A	(1,400,000) 420,000	2	
基盤研究 B	(7,351,000) 2,205,300	11	
基盤研究 C	(42,219,901) 12,665,970	48	
挑戦的萌芽研究	(1,310,198) 321,000	2	
厚生労働科学研究費補助金	(300,000) -	1	
合 計	(70,380,241) 20,672,478	82	

(注) 間接経費相当額を記入し、直接経費相当額については、外数として()内に表示しています。なお、当期受入額は、年度内の転入及び分担金の入金額を加算し、転出及び分担者への送金額を差引した金額です。

(21) 上記以外の主な資産、負債、費用及び収益の明細

現金及び預金の明細

(単位:円)

区分	期末残高	備考
現金	81,190	
普通預金	844,144,212	(注)
定期預金	200,000,000	
計	1,044,225,402	

(注)普通預金には、預り科学研究費補助金等を含みます。

資産見返物品受贈額の明細

(単位:円)

区分	期末残高	備考
構築物	122,179,859	
機械装置	1	
車両運搬具	22,091	
工具器具備品	3,009,243	
図書	1,034,899,895	
特許権	452,651	
計	1,160,563,740	

長期未払金の明細

(単位:円)

区分	期末残高	備考
長期リース債務	60,212,033	
計	60,212,033	

未払金の明細

(単位:円)

区分	期末残高	備考
物件費	143,742,172	
人件費	107,106,660	
固定資産購入費	8,876,773	
リース債務	16,517,144	1年以内に支払期限の到来するものを計上しています。
計	276,242,749	

寄附金債務の明細

(単位:円)

区分	期末残高	備考
教育研究奨励寄附金	19,197,339	
一般寄附金	358,508	
計	19,555,847	

長期寄附金債務の明細

(単位:円)

区分	期末残高	備考
学術研究振興事業基金	79,822,882	
計	79,822,882	

(22) 関連公益法人等に関する明細
該当事項はありません。

〔二一〕平成二十七年三月六日付け公布岡山県教育委員会告示第一号（岡山県文化財保護条例に基づく文化財の指定）に誤りがあつた。

一・一三	頁・行
真言宗仁和寺派	誤
高野山真言宗	正